

魚津市告示第57号

魚津市土木設計業務等標準委託契約約款の一部改正について
魚津市土木設計業務等標準委託契約約款（平成24年魚津市告示第30号）の
一部を次のように改正する。

令和5年3月30日

魚津市長 村椿 晃

（a）第33条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、「その日数に応じ、」の次に「この契約を締結した日における」を加え、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

（b）第33条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、「その日数に応じ、」の次に「この契約を締結した日における」を加え、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

第34条第1項中「第3項」を「第4項」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 受注者は、前2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

第42条第9号ア中「その者」の次に「その他経営に実質的に関与している者」を加え、「又はその支店若しくは」を「、その支店又は」に改め、「代表者」の次に「その他経営に実質的に関与している者」を加え、「おいて同じ。）が」の次に「、暴力団又は」を加え、同号イを削り、同号ウ中「自己」を「、自己」に、「を利用するなどした」を「の利用等をしている」に改め、同号ウを同号イとし、同号エを同号ウとし、同号ウの次に次のように加える。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当な利用等をしていると認められるとき。

第42条第9号オ中「暴力団又は」を「、暴力団又は」に改め、同号クからコまでを削り、同条に次の1号を加える。

(10) 受注者がこの契約に関して、次のいずれかに該当するとき。

ア 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令を行った場合において、当該排除措置命令が確定したとき。

イ 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令を行った場合において、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

ウ 受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条による刑が確定したとき。

第48条第1項中「日数に応じ」の次に「この契約を締結した日における」を加え、同条第2項中「日数に応じ」の次に「この契約を締結した日における」を加える。

第49条第5項中「遅延日数に応じ、」の次に「この契約を締結した日における」を加える。

第50条第2項中「遅延日数に応じ、」の次に「この契約を締結した日における」を加える。

第52条中「第42条第9号クからコ」を「第42条第10号アからウまで」に改め、同条第1号中「第42条第9号ク又はケ」を「第42条第10号ア又はイ」に改め、同条第2号中「第42条第9号コ」を「第42条第10号ウ」に改める。

第55条第1項中「日数に応じ」の次に「、この契約を締結した日における」を加え、同条第2項中「遅延日数につき」の次に「この契約を締結した日における」を加える。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。